平成２８年（フ）第５０号
兵庫県姫路市下手野６丁目５番６－204号　県住下手野団地
債務者　高石　知子
1　決定年月日時　平成28年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第５３号
兵庫県姫路市四郷町東阿保395番地５　姫路東阿保住宅２号棟101号、従前の住所兵庫県姫路市北原568番地１　サンハイツ北原408号
債務者　長谷川恭子（旧姓安積）
1　決定年月日時　平成28年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第５７号
兵庫県姫路市八代本町１丁目10番24号　サンハイツ八代103号
債務者　カラオケ喫茶ひとみこと　阿蘇　安子
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第１９号
奈良市紀寺町950番地の２　ウィンズガーデン203号
債務者　瀬口　彩子
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで　奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第２７号
奈良県大和郡山市植槻町３番11号　ライフイン郡山
債務者　大西美由起（旧姓日高）
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで　奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第７４号
広島市安佐北区可部南２丁目７番２－402号
債務者　澤岡三希子
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８５号
広島市西区草津東２丁目２番21－302号
債務者　堀内　香織（旧姓向井）
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８６号
広島市西区中広町１丁目19番20－203号
債務者　今岡　直子
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第９４号
広島市安芸区阿戸町2895番地５
債務者　中尾　圭子
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第９６号
広島県安芸郡坂町小屋浦１丁目７番１－506号
債務者　迫　　秀昭
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１１号
広島県尾道市向島町9692番地１
債務者　半田有樹子
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで　広島地方裁判所尾道支部

平成２８年（フ）第３号
高知県須崎市大谷428番地
債務者　西村　直人
1　決定年月日時　平成28年３月２日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで　高知地方裁判所須崎支部

平成２８年（フ）第１４号
福岡県久留米市北野町千代島874番地　ハーモニーハイツＣ－10
債務者　岩村　千裕
1　決定年月日時　平成28年２月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第２３号
福岡県久留米市津福本町1683番地２　市営津福団地13棟16号
債務者　松浦ミサオ
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第２４号
長崎県長崎市若竹町21番22号　山口アパート102号、旧住所長崎県長崎市立岩町19番30号
債務者　緒方　妙子
1　決定年月日時　平成28年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１９号
宮崎市大字赤江460番地22
債務者　松岡　幸則
1　決定年月日時　平成28年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１６号
宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井728番地12　Ｋコーポ101
債務者　髙田　恭兵
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで　宮崎地方裁判所延岡支部